

平成21年度地域再生チャレンジ交付金交付要綱

第1 趣旨

この要綱は、人口減少や高齢化の進行が著しい本道において、地域が抱える様々な地域格差の是正に向け、市町村が住民などと協働して地域の再生に意欲的に取り組むプロジェクト（以下「地域再生プロジェクト」という。）に要する経費について、予算の範囲内で交付する地域再生チャレンジ交付金（以下「交付金」という。）に関し、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 交付対象者

交付金の対象となる者は、政令指定都市を除く市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数の市町村で構成する協議会等（以下「市町村等」という。）とする。

第3 地域再生プロジェクト

1 構成等

- (1) 地域再生プロジェクトは、市町村、住民、民間団体など多様な主体が地域格差の是正に向けて取り組む複数の事業（以下「プロジェクトの構成事業」という。）で構成されるものとし、交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）が含まれているものとする。
- (2) 地域再生プロジェクトの期間は、目的を達成するために必要な年数を設定するものとし、プロジェクトの構成事業の期間は、地域再生プロジェクトの期間内で、その目的に応じて設定できるものとする。

2 支援期間

交付金による地域再生プロジェクトの支援期間は最大3カ年度までとする。

第4 交付対象事業

- 1 今年度採択する地域再生プロジェクトの交付対象事業は、原則として、市町村等において新たに取り組むソフト事業とする。ただし、既存のソフト事業であっても、地域再生プロジェクトの目的達成に必要不可欠な事業は対象とすることができる。
- 2 2年度目以降、継続して交付金を交付する地域再生プロジェクトの交付対象事業は、過年度の交付対象事業を継続して実施する事業及び新たに取り組むソフト事業とする。
- 3 1及び2に定めるほか、次に該当する事業は、交付対象事業としない。
 - (1) 地域再生プロジェクトの目的との関連性が低い事業
 - (2) 国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の適用を受けるもの）又は道の他の補助金等の交付を受けた事業
 - (3) 国又は道の出資する団体からの助成金等の交付を受けた事業
 - (4) 市町村等が専ら民間団体等の維持運営のため助成を行う事業
 - (5) 市町村等から補助を受けた団体等が他の団体等に補助する事業
 - (6) 営利を目的とする事業
 - (7) 生活の維持に係る経費に対する個人への助成や個人の負担軽減を目的とする事業
 - (8) 既存のソフト事業で3カ年度を超えて継続して実施している事業（別に定めるものを除く。）
 - (9) 損失補填的な事業
 - (10) 委託費の占める割合が著しく高い事業
 - (11) その他知事が不相当と認める事業

第5 交付対象経費

交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に該当する経費は、交付対象経費としない。

- (1) 賃金及び職員費（別に定めるものを除く。）
- (2) 施設等の維持管理経費
- (3) 食糧費及び交際費
- (4) 備品購入費（別に定めるものを除く。）
- (5) 不動産の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用（別に定めるものを除く。）
- (6) その他知事が不相当と認める経費

第6 交付金額の算定

- 1 交付対象事業に係る委託費の合計額が、交付対象経費の合計額の2分の1を超える場合は、当該超える部分の額を控除して交付金額を算定するものとする。
- 2 交付対象事業に次の財源がある場合には、交付対象経費から当該財源を控除して交付金額を算定するものとする。
 - (1) 複数の市町村が共同で地域再生プロジェクトを実施する場合における他の市町村からの負担金
 - (2) 事業収入
 - (3) 民間団体等からの助成金等

第7 交付金の交付率等

交付金の交付率及び単位並びに上限額は次の表のとおりとする。

区 分	交付率	単位	上 限 額	
単一市町村	10分の10 以内	10万円	初年度	1,000万円
			2年度目	600万円
			3年度目	300万円
一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等			初年度	2,000万円
			2年度目	1,200万円
			3年度目	600万円

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)に基づき合併した市町村の取扱いは別に定める。

第8 地域再生プロジェクトの提案

交付金の交付を受けようとする市町村等は、知事が指定する期日までに、地域再生プロジェクトの計画を知事に提案するものとする。

第9 地域再生プロジェクトの審査及び内示

- 1 知事は、新たに交付金を交付する地域再生プロジェクトの選定にあたり、人口減少や高齢化の状況、行財政改革の取組などについて配慮した別に定める審査要領に基づき、地域再生プロジェクトの内容を審査するものとする。
- 2 知事は、交付金を交付する地域再生プロジェクトを選定した後、市町村等に対し交付の内示を行うものとする。
- 3 内示を受けた市町村等は、地域再生プロジェクトの内容を、交付の申請を行う日までに住民等に公表するものとする。

第10 交付の申請

内示を受けた市町村等は、別に指定する期日までに、知事に対し交付金の交付申請をしなければならない。

第11 交付の条件

交付金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 交付金の交付の決定を受けた交付対象事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、交付対象経費の合計額の10パーセント未満の増減の場合（新たに交付対象となる構成事業を追加する場合及び交付対象事業の一部を中止（廃止）する場合を除く。）はこの限りではない。
- (2) 次に掲げる地域再生プロジェクトの変更等をするときは、知事に報告しなければならない。
 - ア 地域再生プロジェクトの事業費の合計額の20パーセント以上の増減を伴う内容の変更をするとき。
 - イ 地域再生プロジェクトを中止又は廃止するとき。
- (3) 市町村等は、交付事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておくとともに、交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (4) 市町村等は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付の決定にあたって、この交付金の交付決定の際に付された条件と同一の条件を付さなければならない。
- (5) 知事は、地域再生プロジェクトの目的の変更を伴う、又は、目的の達成に支障を及ぼす重大な変更（プロジェクトの構成事業の一部の中止又は廃止を含む。）により、地域再生プロジェクトの構成事業として交付対象事業の全部又は一部の継続の必要がなくなったと判断した場合には、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずることがある。
- (6) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した50万円以上の財産については、交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することとなるまで、知事の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (7) 交付対象事業により所得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) (6)の知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させる場合がある。

第12 実績報告

- 1 市町村等は、交付対象事業の終了後、実績の報告を知事にしなければならない。
- 2 前項に規定する実績の報告は、交付対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行うものとする。

第13 額の確定

知事は、第12の実績の報告を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付額を確定し、当該報告を受けた日から20日以内に当該市町村等の長に通知する。

第14 評価及び公表

- 1 市町村等は、交付金の交付を受けた地域再生プロジェクトについて自己評価を行うこととし、その結果を知事が指定する期限までに知事に報告するとともに、速やかに住民等に公表するものとする。
- 2 知事は、市町村等から提出された自己評価調書取組状況を検証し、交付金制度の効果的な運用を図るものとする。

第15 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は別に定める。